

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度 . . . 法人名 . . .

別表六(十一)

平成二十五・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、  
 2 平成25年4月1日以後に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等にあつては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用がありませんので、御注意ください。

措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事業種目	2						
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
取得価額	取得年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額(8)-(9)	10					
法人税額の特別控除額の計算							
当期分	取得価額の合計額(10の合計)	11	円	前期繰越分	差引当期税額基準額残額(14)-(15)-(別表六(十)「20」)	18	円
	税額控除限度額(11)× $\frac{7}{100}$	12			繰越税額控除限度超過額(24の計)	19	
	当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額(18)と(19)のうち少ない金額)	20	
	当期税額基準額(13)× $\frac{20}{100}$ -(別表六(十)「15」)	14			法人税額超過構成額(別表六(二十三)「12の②」)	21	
	当期税額控除可能額(12)と(14)のうち少ない金額)	15			当期繰越税額控除額(20)-(21)	22	
	法人税額超過構成額(別表六(二十三)「13の②」)	16			法人税額の特別控除額(17)+(22)	23	
	当期分の特別控除額(15)-(16)	17					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額(24)-(25)				
平 . .	24	25	26				
平 . .	円	円					
平 . .		外	外	円			
平 . .		(20)					
計	(12)	(15)	外				
当期分							
合計							
機 械 設 備 等 の 概 要							

## 別表六（十一）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の5第2項若しくは第3項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）、平成25年改正前の措置法第42条の5第2項若しくは第3項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成24年改正前の措置法第42条の5第2項若しくは第3項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、ご注意ください。

(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供した事業年度（供用年度）

(2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「当該控除可能額等25」の外書には、措置法令第27条の5第9項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を

受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合において、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算します。

4 「翌期繰越額26」の各欄の外書には、措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は平成24年改正法附則第23条第2項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六（二十三）又は別表六（二十三）付表の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。

5 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、エネルギー環境負荷低減推進設備等に該当することの詳細のほか、その機械設備等が平成25年4月1日以後に取得等をしたものである場合には、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものではない旨を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。

中 小 企 業 者 の 判 定						
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大株	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b		規模	1	g	
大規模等の法人保有株式合	第1順位の株式数又は出資金の額 (g)	c	法人等		h	
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	の保		i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e	有明		j	
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	する細	計	(g)+(h)+(i)+(j)	k
<p>この表の各欄は、エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。</p> <p>1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。</p> <p>2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p>						